

建設経済常任委員会委員長報告

去る3月2日及び16日の本会議において、議長から本委員会に付託されました案件は、議案11件です。本委員会は、所管部課長等の出席を求め審査を行いました。以下審査の経過と結果について順次報告いたします。

記

- 1 審査年月日 令和2年3月17日(火)
- 2 場 所 委員会室1
- 3 出席委員 村田裕子、湯沢美恵、諏訪善一良、滝瀬光一、
工藤日出夫、加藤勝明、島野和夫
- 4 審査結果

「議案第1号」令和2年度北本市一般会計予算のうち市民経済部及び都市整備部関係については、起立多数により可決すべきものと決定しました。

「議案第3号」令和2年度北本都市計画事業久保特定土地区画整理事業特別会計予算については、起立多数により可決すべきものと決定しました。

「議案第7号」令和2年度北本市公共下水道事業会計予算については、起立全員により可決すべきものと決定しました。

「議案第13号」北本市印鑑条例の一部改正については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第14号」北本市手数料条例の一部改正については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第15号」北本市森林環境整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定については、挙手全員により原案のとおり可決す

べきものと決定しました。

「議案第18号」北本市空き家等の適切な管理に関する条例の制定については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第19号」北本都市計画事業久保特定土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第20号」北本市市営住宅設置及び管理条例の一部改正については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第26号」令和元年度北本市一般会計補正予算（第8号）のうち市民経済部及び都市整備部関係については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第28号」令和元年度北本都市計画事業久保特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎「議案第1号」市民経済部関係について

全体で17件の質疑・答弁がありましたので、その内容について主なものを申し上げます。

（1）衛生費のうちし尿処理費に関して

「市内の単独処理浄化槽の状況と合併処理浄化槽への転換について」質疑したところ、「市内に単独処理浄化槽は約1,400件あります。令和元年度、北本市生活排水処理基本計画の策定においてアンケート調査を実施した際、合併処理浄化槽への転換を促進するため、補助金制度の周知等を行いました。

また、合併処理浄化槽設置補助金の予算を、令和元年度の20基分に対し、令和2年度は30基分計上しました」との答弁がありました。

(2) 農林水産業費のうち農業振興費に関して

「桜国屋の情報発信基地の開業時期と発信する情報について」質疑したところ、「令和元年第4回定例会で債務負担行為の議決をいただき、既に準備行為を始めていますが、3月中に業者を決定、4月1日付けで契約、開業する予定です。北本の旬な農産物、イベント、観光情報、店舗等の情報を発信していきます」との答弁がありました。

(3) 商工費のうち商工振興費に関して

「観光振興業務委託料の内訳について」質疑したところ、「特産品の商品化事業55万円、『きたもと食べ歩き・まち歩きマガジン』の更新事業220万円、森林セラピー事業運営275万円、新しいとまちゃんの製作等87万1,750円、既存のとまちゃんの補修5万8,300円です」との答弁がありました。

◎「議案第1号」都市整備部関係について

全体で6件の質疑・答弁がありましたので、その内容について主なものを申し上げます。

(1) 土木費のうち道路新設改良費に関して

「道路新設改良事業経費のうち委託料、公有財産購入費、補償補填及び賠償金について」質疑したところ「委託料については、主に石戸下踏切に関連する道路の調査等の経費です。公有財産購入費と補償補填及び賠償金については、主に石戸下踏切に接続する市道3269号線に対する土地購入費と物件補償です」との答弁がありました。

本案に対して、反対討論が1件ありました。

◎「議案第3号」について

全体で3件の質疑・答弁がありましたので、その内容について主なものを

申し上げます。

(1) 事業費のうち土地区画整理費に関して

「事業費が大幅に減額されていることについて」質疑したところ「デーノタメ遺跡との共存により、土地区画整理事業計画を見直した場合でも影響が少ないと考えられる範囲での事業を予定して予算を編成したため、令和元年度より事業費を減額しています」との答弁がありました。

本案に対して、反対討論が1件ありました。

◎「議案第7号」について

全体で6件の質疑・答弁がありましたので、その内容について主なものを申し上げます。

(1) 下水道事業収益のうち下水道使用料に関して

「下水道使用料の動向と下水道管の老朽化対策について」質疑したところ「下水道使用料の経費回収率は、平成30年度の実績で約72%ですが、令和14年度までに100%を目指しているため、資金計画で使用料の改定も検討していきます。また、令和14年度に下水道の供用開始から耐用年数である50年を迎えるため、単年度で利益剰余金が発生した場合、資金計画を見直す中で改修費用として積み立てていくことも検討していきます」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

◎「議案第13号」について

本案に対して、2件の質疑・答弁があり、討論はありませんでした。

◎「議案第14号」について

全体で5件の質疑・答弁がありましたので、その内容について主なものを申し上げます。

(1) 「住民票の写し等の交付手数料は、市民課窓口では300円となるが、

同じ市民課に設置する多機能端末ではコンビニ交付機と同様の150円となるのか」と質疑したところ「マイナンバーカードの取得とコンビニ交付機の利用を促進するため、コンビニ交付機と同様の150円とします」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

◎「議案第15号」について

全体で7件の質疑・答弁がありましたので、その内容について主なものを申し上げます。

(1) 「森林環境譲与税の使途について」質疑したところ「間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等に活用するものです。また、公有林のみならず私有林の整備についても対象となります」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

◎「議案第18号」について

全体で11件の質疑・答弁がありましたので、その内容について主なものを申し上げます。

(1) 「条例の制定に至った経緯について」質疑したところ「空家等対策の推進に関する特別措置法に規定する特定空家等に至る前の段階において、助言・指導、勧告、命令、公表を行うことにより、管理不全な状態の空き家等を未然に防止すること、また、市が必要最低限の緊急安全措置を講じることにより、空き家等に隣接する公共空間の安全を確保できるようにするため、条例を制定することとしました」との答弁がありました。

(2) 「第10条第3項で『市長は、所有者等から緊急安全措置に要した費用を徴収することができる。』と規定しているが、なぜ『徴収する』と規定しなかったのか」と質疑したところ「所有者等が既に亡くなっていて、相続に

ついてははっきりしていない場合、所有者等が破産法や会社更生法その他の法令等によりその責任を免れる場合、所有者等が著しい生活困窮状態にある場合等が想定されること、また、徴収に係る費用を裁判により徴収しなければならない場合であって、その費用が裁判費用より著しく低いときも考慮に入れて、『徴収することができる』と規定しています」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

◎「議案第19号」について

本案に対して、質疑、討論はありませんでした。

◎「議案第20号」について

本案に対して、2件の質疑・答弁があり、討論はありませんでした。

◎「議案第26号」市民経済部関係について

全体で4件の質疑・答弁がありましたので、その内容について主なものを申し上げます。

(1) 総務費のうち交通安全対策費に関して

「自転車対策業務経費の減額の理由について」質疑したところ、「北本リサイクル協同組合に委託し、JAさいたま石戸支店の土地を借りて行っていた放置自転車の保管及び返還業務について、放置自転車の台数の減少に伴い、北本駅東口駐輪場の一部を利用し、市の直営とするためです」との答弁がありました。

◎「議案第26号」都市整備部関係について

質疑はありませんでした。

本案に対する討論はありませんでした。

◎「議案第28号」について

全体で6件の質疑・答弁がありましたので、その内容について主なものを申し上げます。

(1) 事業費のうち土地区画整理費に関して

「物件補償の減額の理由について」質疑したところ、「当初、3件の移転補償を予定していましたが、予算、国庫補助金等の状況により、平成30年度から移転の準備をお願いしていた2件について実施し、1件は見送ったため、その分の経費を減額します」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

以上報告いたします。

令和2年3月27日

建設経済常任委員会
委員長 島野和夫

北本市議会議長 滝瀬光一様